

背高国際海上コンテナに係る平成30年度「高さ指定道路」 追加指定要望とりまとめについて

全ト協 平成30年3月28日

http://www.jta.or.jp/yuso/yobo/setaka_kaijyo_container18.html

全ト協では、平成17年度より「背高海上コンテナ通行指定経路申請」に代わり、「高さ指定道路」追加指定要望をとりまとめ、「背高車両委員会」の審議を経て、警察庁、国土交通省へ提出いたしておりますのでお知らせします。

【昨年度の要望結果について】

◇平成29年度「高さ指定道路」追加要望一覧（調査結果）

http://www.jta.or.jp/yuso/yobo/setaka/2018/yobo_ichiran18.pdf

【平成30年度要望について（概要）】

- 一般道路において通行する車両の高さの限度は3.8mまでですが、道路管理者（道路を管理する国、都道府県、市区町村等）が審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認められた道路については、「高さ指定道路」として、高さ4.1mまでの通行が可能となっています。
- 9'6"の背高国際海上コンテナ積載状態では、高さが3.8mを超えるため、原則「高さ指定道路」内を通行しなければ、道路法（車両制限令）違反となります。

要望の流れ

